

議案第20号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月2日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち別表の改正規定中

「

行政改革推進委員会委員	年額 5,000円
-------------	-----------

」

を

「

行政改革推進委員会委員	日額 5,000円
-------------	-----------

」

に、

「

プロポーザル審査会委員	大学教授等	日額 15,000円
	その他	日額 6,400円
市の鳥選考委員会委員		日額 6,400円

」

を

「

プロポーザル審査会委員	大学教授等	日額 15,000円
	その他	日額 6,400円

」

に、

「

障害者差別解消支援地域協議会委員	日額 6,400円
------------------	-----------

」

を

「

障害者差別解消支援地域協議会委員	日額 6,400円
災害弔慰金等支給審査委員会委員	弁護士、医師及び大学教授等 日額 15,000円

」

に、

「

公共交通アドバイザー	月額 30,000円
------------	------------

」

を

「

公共交通アドバイザー	月額 15,000円
------------	------------

」

に、

「

人・農地プラン検討会委員	日額 6,400円
緑化顕彰審査会委員	日額 6,400円

」

を

「

人・農地プラン検討会委員	日額 6,400円
--------------	-----------

」

に、

「

社会資本総合整備 計画事業評価委員 会委員	弁護士及び大学教授等	日額 15,000円
	その他	日額 6,400円
立地適正化計画策 定委員会委員	大学教授等	日額 15,000円
	その他	日額 6,400円

」

を

「

社会資本総合整備 計画事業評価委員 会委員	弁護士及び大学教授等	日額 15,000円
	その他	日額 6,400円

」

に改め、少年指導センター運営協議会委員の項の次に次のように加える。

教育情報企画監	月額250,000円以内で市長が定める額
---------	----------------------

第2条のうち別表の改正規定中

「

図書館協議会委員	日額 6,400円
市民憲章推進委員	日額 6,400円

」

を

「

図書館協議会委員	日額 6,400円
----------	-----------

」

に改める。

第16条のうち第5条の改正規定中「、学習指導員及び陶芸指導員」を「及び学習指導員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。